平成３０年（へ）第１９号
大阪市平野区平野北２丁目２番32号
申立人　有限会社不動鍍金
代表者代表取締役　貞森とし子
申立人代理人弁護士　保田　友久
権利を争う旨の申述の終期　平成30年７月31日
平成30年４月19日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＢ104983
金額　230,000円
支払期日　平成30年４月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社百十四銀行大阪支店
振出日　平成29年12月11日
振出地　大阪市
振出人　株式会社ニッタン　代表取締役社長　大田　義久
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成３０年（へ）第２号
滋賀県大津市玉野浦７番１号
申立人　株式会社目片鉄工所
代表者代表取締役　目片　淳治
権利を争う旨の申述の終期　平成30年８月６日
平成30年４月20日　神奈川簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ218105
金額　760,320円
支払期日　平成30年３月31日
支払地　神奈川県横浜市
支払場所　株式会社みずほ銀行新横浜支店
振出日　平成29年11月20日
振出地　神奈川県横浜市
振出人　川崎三興化成株式会社　代表取締役　浅井　雅夫
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成３０年（へ）第２１号
滋賀県守山市下之郷２丁目５番18号
申立人　マルイチエンジニアリング株式会社
代表者代表取締役　荒山　和也
権利を争う旨の申述の終期　平成30年７月31日
平成30年４月20日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＡＺ201074
金額　10,000,000円
支払期日　平成30年６月10日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行梅田支店
振出日　平成30年２月13日
振出地　大阪市
振出人　株式会社三晃空調　取締役社長　齋藤　昌宏
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＺ201075
金額　1,501,400円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２９年（家）第９１４号
広島県福山市神辺町大字新徳田352番地４
申立人　岡田　久子
本籍埼玉県川越市大字小室506番地10、最後の住所埼玉県川越市大字小室506番地10
不在者　鈴木　義一
昭和13年３月10日生
届出期間満了日　平成30年９月28日
さいたま家庭裁判所川越支部

平成３０年（家）第１０７号
福岡市東区大字志賀島1724番地１
申立人　佐保　米子
国籍アメリカ合衆国、最後の住所アメリカ合衆国カリフォルニア州ギルロイ市以下不詳
不在者　キヨシヒラサキ
生年月日不詳
届出期間満了日　平成30年８月20日
熊本家庭裁判所

失踪宣告

平成２９年（家）第２３９４号
本籍香川県東かがわ市坂元251番地、最後の住所大阪府東大阪市横小路町４丁目８番６号
不在者　三谷　仁志
昭和37年８月26日生
平成30年４月17日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第２８９３号
本籍大阪府大東市三箇５丁目153番地、最後の住所大阪府大東市寺川４丁目４番21号
不在者　北口　進梧
昭和17年２月４日生
平成30年４月17日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第３２３５号
本籍大阪府大阪市天王寺区真法院町70番地、最後の住所大阪府大阪市住吉区万代６丁目15番９号
不在者　北側　利夫
大正９年11月25日生
平成30年４月14日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２９年（へ）第８７号
大阪市中央区島之内１丁目22番11号
申立人　カネヨシ商行株式会社
代表者代表取締役　入部　桂子
権利を争う旨の申述の終期　平成30年４月17日
平成30年４月18日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＡＡ00365
金額　50,000,000円
支払人　大阪信用金庫日本橋支店
支払地　大阪市
振出日　平成29年12月14日
振出地　大阪市
振出人　大阪信用金庫日本橋支店　支店長　清水　明彦
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１６２号
鹿児島県鹿児島市小野１丁目13番１号
債務者　有限会社増田土木
代表者代表取締役　増田　幸治
１　決定年月日時　平成30年５月１日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小豆野貴昭
４　破産債権の届出期間　平成30年５月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前11時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２９４号
千葉県流山市向小金１丁目238番地の１
ファミールガーデン南柏607
債務者　有限会社キッツ・フロム・トウキョウ
代表者取締役　松前　幸子
１　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　悠
４　破産債権の届出期間　平成30年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午前10時30分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１１号
兵庫県西宮市苦楽園四番町４番27号、住民票上の住所広島県豊田郡大崎上島町東野1220番地
債務者　松浦　郁也
１　決定年月日時　平成30年４月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　純
４　破産債権の届出期間　平成30年５月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前11時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係